

令和2年松茂町議会第3回定例会会議録

第1日目（9月4日）

○出席議員

- 1 番 米 田 利 彦
- 2 番 村 田 茂
- 3 番 川 田 修
- 4 番 板 東 絹 代
- 6 番 森 谷 靖
- 8 番 藤 枝 善 則
- 9 番 佐 藤 富 男
- 1 0 番 春 藤 康 雄
- 1 1 番 立 井 武 雄
- 1 2 番 佐 藤 道 昭

○欠席議員

- 5 番 佐 藤 禎 宏

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	吉田直人
副町長	森一美
教育長	丹羽敦子
総務部長	古川和之
産業建設部長	小坂宜弘
教育次長兼社会教育課長	尾野浩士
特命部長兼危機管理課長	鈴谷一彦
民生部長	原田賢
税務課長	石森典彦
総務課長	松下師一
チャレンジ課長	入口直幸
建設課長	吉崎英雄
産業環境課長	谷本富美代
上下水道課長	富士雅章
環境センター所長	飯田雅章
長寿社会課長	山下真穂
福祉課長	藤田弘美
住民課長	佐藤友美
学校教育課長	河野歩美
代表監査委員	日根啓一

○職務のため議場に参加した職員の職・氏名

議会事務局長	多田雄一
議会事務局係長	森吉梢

令和2年松茂町議会第3回定例会会議録

令和2年9月4日（第1日目）

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第4 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 報告第 5号 令和元年度健全化判断比率の報告について
- 日程第6 報告第 6号 令和元年度資金不足比率の報告について
- 日程第7 議案第42号 総合会館空調設備改修工事請負契約締結について
- 日程第8 議案第43号 総合体育館空調設備設置工事請負契約締結について
- 日程第9 議案第44号 松茂町の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第45号 松茂町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第46号 松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第47号 令和元年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第13 議案第48号 令和2年度松茂町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第49号 令和2年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第50号 令和2年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第51号 令和2年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第52号 令和2年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第53号 令和2年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第54号 令和2年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 認定第 1号 令和元年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第21 認定第 2号 令和元年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第22 認定第 3号 令和元年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

- 日程第23 認定第 4号 令和元年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第24 認定第 5号 令和元年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第25 認定第 6号 令和元年度松茂町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第26 認定第 7号 令和元年度松茂町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第27 認定第 8号 令和元年度松茂町水道特別会計決算認定

令和2年松茂町議会第3回定例会会議録

第1日目（9月4日）

午前10時00分開会

○議会事務局長【多田雄一君】　ただいまから令和2年松茂町議会第3回定例会の開会をお願いいたします。

まず初めに、佐藤議長からご挨拶がございます。

○議長【佐藤道昭君】　皆さん、おはようございます。令和2年松茂町議会第3回定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様ご存じのとおり、新型コロナウイルス感染予防の観点から、全国的に町の行事、イベントが中止されております。ご多分に漏れず、徳島においても、全国的に有名である、たくさんおいでくださる阿波踊りをはじめ、いろんな行事、イベントが中止となり、これまでになかった寂しい夏、また静かな夏を送られたことと思います。

しかしながら、感染予防をしていながらも、徳島県内においても8月には100名を超える方の感染が報告されております。いよいよ身近に感じられ、いつどこで誰が感染しても仕方がないような状況となっております。ここでまた感染された方がおいでたとしても、その方に対しては誹謗中傷、また差別的な言動がなされることなく、感染された方に対しては、優しい気持ちで、きちんと一日も早い回復をお祈りしたいと思います。

また、これから先も新しい日常ということで、今まで経験したことのないようなこれらの日常が始まると思いますが、皆様どうか気をつけて、日々暮らしていただきたいと思っております。そしてまた、ワクチンの開発、特効薬の開発など、医療的なケアが一日も早く確立されることを願ひまして、私の挨拶といたします。

○議長【佐藤道昭君】　ただいまの出席議員は10名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、令和2年松茂町議会第3回定例会は成立いたしました。

ただいまから令和2年松茂町議会第3回定例会を開会いたします。

○議長【佐藤道昭君】　吉田町長から招集の挨拶があります。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　皆さん、おはようございます。

今年の夏につきましては、記録的な猛暑ということで、その中で新型コロナウイルスとことでマスクをつけた二重苦の中での生活を強いられております。そのような中で、議員の各位におかれましては、8月4日に臨時議会を開催させていただきまして、コロナ対策につきましてはの対応するための補正予算を可決いただきまして、誠にありがとうございました。現在、全職員を挙げまして、このコロナ対策に対応するための物資の購入と、そういうような対応策の部分を執行させていただいておりますので、ここにご報告をさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、今後ともお体に十分ご自愛をいただきまして、今回の議会の方に臨んでいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

本日は、松茂町議会第3回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

このたびの定例会に上程をいたします案件につきましては、同意1件、諮問1件、報告2件、議案13件、認定8件となっております。議員の皆様におかれましては、慎重なご審議をいただきながら、全案件が可決決定を賜りますようお願いをいたしまして、招集の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長【佐藤道昭君】　これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から毎月実施した月例出納検査の結果、各会計とも収支適正であると認められますと議長宛てに報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

○議長【佐藤道昭君】　これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでございます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」についてを行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、11番立井武雄議員、1番米田利彦議員を指名いたします。

○議長【佐藤道昭君】　日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、9月4日から9月18日までの15日間にしたいと思います。これ

にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、会期は9月4日から9月18日までの15日間に決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、日程第3、同意第3号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、令和2年第3回定例会に上程をいたしております議案の提案理由の説明を申し上げます。

同意第3号、教育委員会委員の任命につきましては、教育委員として在任中の三好増勝氏がこの9月30日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き三好増勝氏を教育委員会委員に任命したいと考えておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、三好氏の経歴につきましては、参考資料に添付いたしておりますので、ご覧をいただき、ご同意をよろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから採決に入ります。

同意第3号「教育委員会委員の任命について」は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、同意第3号「教育委員会委員の任命について」は、原案のとおり可決決定をい

たしました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、日程第4、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 引き続きまして、提案理由のご説明を申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現在、人権擁護委員として在任中の藤井一氏、武田敏明氏の2名の委員が令和2年12月31日をもって任期満了となります。

つきましては、後任として高志春美氏を新たに推薦し、また武田敏明氏については、引き続き選任し、再任をお願いいたしたいと考えておりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、各氏の経歴につきましては、参考資料に添付いたしておりますので、ご覧をいただき、推薦にご同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

議事の都合により、小休いたします。

午前10時08分小休

午前10時10分再開

○議長【佐藤道昭君】 小休前に引き続き、再開いたします。

これから採決に入ります。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付いたしました意見のとおり答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付いたしました意見のとおり答申することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、日程第5、報告第5号「令和元年度健全化判断比

率の報告について」と日程第6、報告第6号「令和元年度資金不足比率の報告について」の報告2件を一括して議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、引き続きまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第5号、令和元年度健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を議会に報告するものでございます。

下段の早期健全化基準として、各指標の基準値を表示してございますが、4つの指標のうち、1つでも基準値を超えた場合は、早期健全化団体とみなされ、外部監査のほか、財政健全化計画の策定が義務づけられております。

本町の場合、令和元年度実質赤字比率及び連結実質赤字比率の算定において赤字額がないため、決算において負の値となっております。

実質公債費比率はマイナス3.8%で、前年度のマイナス3.4%と比較しても、さらに低い比率となっております。

将来負担比率につきましても、将来支払わなければならない借入金など負担金額よりも、その支払いに充当可能な現在の基金残高が大きいいため、計算上、負の値となり数値に表れません。

このことから、令和元年度の財政状況は健全なものと判断をいたしております。

次に、報告第6号、令和元年度資金不足比率の報告につきましては、地方公営企業の経営状況を示す指標といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を議会に報告するものでございます。

松茂町の公営企業であります。松茂町水道特別会計、松茂町農業集落排水特別会計及び松茂町公共下水道特別会計につきましては、いずれも資金の不足額はございません。

このことから、令和元年度地方公営企業の経営状況は健全なものと判断されます。引き続き、健全な経営に努めてまいります。

この後、報告第5号及び報告第6号につきましては、日根代表監査委員からの報告がございましたので、よろしく願いをいたします。

○議長【佐藤道昭君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

続きまして、議題となっております報告第5号及び報告第6号について、日根代表監査

委員から報告を求めます。

日根代表監査委員。

○代表監査委員【日根啓一君】 それでは、議長の許可がありましたので、報告第5号、令和元年度健全化判断比率の報告についてと報告第6号、令和元年度資金不足比率の報告についてを申し上げます。

まず、報告第5号、令和元年度健全化判断比率の報告についてであります。

お手元にある議案参考資料の3ページから5ページになりますので、3ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された令和元年度健全化判断比率並びにその査定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書をつけて報告します。

審査の概要についてであります。この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその査定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、議会選出の春藤康雄監査委員とともに、令和2年8月3日に実施しました。

審査の結果であります。総合意見といたしまして、審査に付された下記表の健全化判断比率及びその査定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

次に、個別意見でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字決算のため、良好であります。

実質公債費比率につきましては、令和元年度実質公債費比率はマイナス3.8%となっております。前年度がマイナス3.4%でありましたので、0.4ポイント良くなっております。早期健全化基準の25.0%と比較いたしますと、大幅に下回り、良好と認められます。

将来負担比率につきましては、意見はございません。良好であります。よって、良好な数値を維持することにより、財政は極めて健全な自治体であると認められます。

続きまして、議案参考資料の6ページから7ページになりますので、6ページをお開きください。

報告第6号、令和元年度資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和元年度資金不足比率並びにその査定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結

果、次のとおり意見書をつけて報告します。

審査の概要についてであります。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその査定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、議会選出の春藤康雄監査委員とともに、令和2年8月3日に実施しました。

審査の結果につきましては、総合意見としまして、審査に付された下記、資金不足比率及びその査定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

個別意見でございますが、資金不足比率について、水道特別会計、農業集落排水特別会計、公共下水道特別会計、全て資金の不足額がなく、特に意見はありません。良好でございます。

是正改善を要する事項につきましては、特に指摘する事項はありません。よって、良好な数値を維持することにより、財政が極めて健全な自治体であると認められます。

以上で報告第5号、第6号の報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長【佐藤道昭君】　これで、報告第5号及び報告第6号の報告を終わりました。

○議長【佐藤道昭君】　日程第7、議案第42号「総合会館空調設備改修工事請負契約締結について」及び日程第8、議案第43号「総合体育館空調設備設置工事請負契約締結について」の議案2件を一括して議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　それでは、続きまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第42号、総合会館空調設備改修工事請負契約締結につきましては、管工事業者5社を指名し、去る8月25日に指名競争入札に付した結果、同工事を1億8,249万円で、株式会社四電工鳴門営業所と契約いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第43号、総合体育館空調設備設置工事請負契約締結につきましては、管工事業者5社を指名し、去る8月25日に指名競争入札に付した結果、同工事を1億2,782万円で、中筋建工株式会社と契約いたしたく、議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

この後、担当から詳細説明をさせますので、ご審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 吉田町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

尾野教育次長。

○教育次長【尾野浩士君】 それでは、私の方からは、議案第42号並びに議案第43号について、ご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案書の5ページをお開きください。

議案第42号、総合会館空調設備改修工事請負契約締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した総合会館空調設備改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決を求める。

契約の目的、総合会館空調設備改修工事。契約の方法、指名競争入札。契約の金額、1億8,249万円。契約の相手方、徳島県鳴門市撫養町斎田字東発46番地3、株式会社四電工鳴門営業所、加藤正広というものでございます。

この工事の入札につきましては、指名競争入札により執行すべき管工事業者5社を指名いたしました。指名いたしました業者を順不同にて申し上げます。株式会社四電工、中筋建工株式会社、株式会社光建、三和空調株式会社、徳寿工業株式会社。この5社を指名し、仕様書、設計図書等の閲覧を行い、去る8月25日に入札を執行いたしました。その結果、株式会社四電工鳴門営業所が落札し、同社とは8月28日に仮契約を締結しております。

この工事の設計金額は消費税込みで1億9,628万4千円、落札額が同じく消費税込みで1億8,249万円でございます。請負比率は92.97%となっております。

なお、工事の設計を担当いたしましたコンサルタントは株式会社西田設計でございます。

次に、工事の概要について、説明をさせていただきます。

総合会館は平成元年の供用開始後30年以上が経過しており、機器の老朽化が進んでいます。また、総合会館は空調設備の蓄熱槽が地下機械室に設置されており、津波などの浸水時には使用ができなくなることから改修工事を行うものでございます。

参考資料の9ページをご覧ください。

1階、庁舎部分の平面図でございます。各課に個別式による冷暖房設備とダクト方式による換気設備を設置いたします。赤い線は新設機器、青い線は新設配管、黄色い線については既設設備を示しており、換気設備は既設ダクトを継続使用する計画でございます。

10ページをご覧ください。

2階、公民館の平面図でございます。1階同様に各部屋に個別式による冷暖房設備とダクト方式による換気設備を設置いたします。図面、中央部のロビー兼展示コーナー部分については、既設設備を継続使用する計画でございます。

11ページをご覧ください。

3階コミュニティセンターになります。この階も同様に各部屋は個別式による冷暖房設備とダクト方式による換気設備を設置いたします。廊下、ホワイエ部分については、2階中央部と同様に既設設備を継続使用する計画としております。

12ページをご覧ください。

4階平面図でございます。多目的ホール、映写室、ホワイエ、ステージにつきましては、ダクト方式による冷暖房及び換気設備といたして、既設ダクトを継続使用することとし、機械室内の機器のみ更新する計画でございます。

最後に13ページをご覧ください。

屋上の平面図です。屋上には各部屋における室外機を設置いたします。この工事の全体の工期については、議会の議決があった日の翌日から令和3年7月末となっております。

施工計画については、1階庁舎部分は日常の業務に影響がないよう土日祝日の閉庁日に施工することとし、令和3年3月の完成を目指します。2階、3階、4階につきましては、令和3年7月までの間、閉館とし、施工する計画でございます。

以上で議案第42号、総合会館空調設備改修工事の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第43号について、ご説明を申し上げます。

議案書の6ページをお開きください。

議案第43号、総合体育館空調設備設置工事請負契約締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した総合体育館空調設備設置工事について、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決を求める。

契約の目的、総合体育館空調設備設置工事。契約の方法、指名競争入札。契約の金額、1億2,782万円。契約の相手方、徳島県徳島市大道1丁目10番地、中筋建工株

式会社、代表取締役、中筋章聡というものでございます。

この工事の入札につきましては、指名競争入札により執行すべく、管工事業者5社を指名いたしました。指名いたしました業者を順不同にて申し上げます。株式会社四電工、中筋建工株式会社、株式会社光建、三和空調株式会社、徳寿工業株式会社。この5社を指名し、仕様書、設計図書等の閲覧を行い、去る8月25日に入札を執行いたしました。その結果、中筋健工株式会社が落札し、同社とは8月28日に仮契約を締結しております。

この工事の設計金額は消費税込みで1億3,750万円、落札額が同じく消費税込みで1億2,782万円でしたので、請負比率は92.96%となっております。

なお、当工事の設計を担当いたしましたコンサルタントは株式会社宮建築設計でございます。

次に、工事の概要について、ご説明をさせていただきます。

発災時における総合体育館での避難所生活の改善を図るとともに、体育館利用者の熱中症対策として空調設備を整備いたします。

なお、津波浸水高や耐震性能を考慮した架台を建設し、LPガスを熱源としたガスヒートポンプ空調を採用いたします。

恐れ入ります。参考資料の15ページをご覧ください。

屋外位置図でございます。体育館北側駐車場の一角に架台を設置いたします。

16ページをご覧ください。

室外機置場の平面、立面図及びくいの断面図でございます。設置する架台の大きさは、4.5m掛ける15.2mとし、高さは3.4mとしております。架台には災害対応バルクを2基、このバルクとはガスタンクのことを申します。ガスヒートポンプエアコン8台を設置いたします。バルクの1基当たりの最大貯蔵量は980キログラムであり、2基で50%の貯蔵量があれば、3日間の稼働が可能となっております。

右側のくい断面図をご覧ください。これは地震津波対策を考慮した架台の基礎となります。くいの選定につきましては、費用対効果及び施工性について比較検討を行い、選定いたしました。

17ページをご覧ください。

災害対応バルクの詳細図になります。

18ページをご覧ください。

総合体育館の2階平面図になります。メインアリーナに32台の室内機を設置いたしま

す。赤い実線は室外機からの冷媒配管となっております。

この工事の工期につきましては、議会の議決のあった翌日から令和3年1月末の計画となっております。

以上で議案第42号、総合会館空調設備改修工事及び議案第43号、総合体育館空調設備設置工事について、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長【佐藤道昭君】 以上で提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから、議案第42号及び議案第43号の議案2件について、一括して質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これから議案第42号及び議案第43号の議案2件については、一括して討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから1件ずつ採決いたします。

議案第42号「総合会館空調設備改修工事請負契約締結について」を採決いたします。原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第43号「総合体育館空調設備設置工事請負契約締結について」を採決いたします。原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、日程第9、議案第44号「松茂町の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」から日程第27、認定第8号「令和元年度松茂

町水道特別会計決算認定」までの議案 11 件と認定 8 件を一括して議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、引き続き、提案理由をご説明申し上げます。

議案第 44 号、松茂町の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、会計年度任用職員の制度の導入に伴い、会計年度任用職員等の育児休業制度を整備するなど、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 45 号、松茂町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、個人番号の通知カードが廃止されましたことから、当該通知カードに係る再交付手数料を廃止するため、条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第 46 号、松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、令和 2 年 6 月 10 日公布の第 10 次地方分権一括法により、子ども・子育て支援法が改正され、項にずれが生じたことによる所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 47 号、令和元年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金の処分につきましては、令和元年度の水道事業における未処分利益剰余金のうち、減債積立金として 1 千万円、建設改良積立金として 4 千万円の計 5 千万円を積み立てましたので、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 48 号、令和 2 年度松茂町一般会計補正予算（第 5 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,825 万 4 千円を追加し、補正後の予算の総額を 91 億 9,092 万 8 千円とするものであります。

この補正予算の主なものといたしましては、令和 3 年春を目途に、地域コミュニティバスの運行を開始できる見込みとなりましたことから、車両購入費用を追加するとともに、国の学校保健特別対策事業費補助金などを活用して、小・中学校や児童福祉施設における新型コロナウイルス感染拡大の防止策を追加するものであります。

次に、議案第 49 号、令和 2 年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 375 万 7 千円を追加し、補正後の予算の総額を 16 億 951 万 9 千円とするものであります。

歳入といたしましては、前年度繰越金 375 万 7 千円を増額補正し、歳出といたしまし

ては、一般会計繰入金返還金として歳入同額を増額補正するものであります。

議案第50号、令和2年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,236万8千円を追加し、補正後の予算の総額を10億9,845万1千円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、前年度繰越金として1,053万2千円などを増額補正するものであります。

歳出の主なものといたしましては、介護給付費返還金382万6千円、一般会計繰入金返還金741万6千円などを増額補正するものであります。

次に、議案第51号、令和2年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ323万5千円を追加し、補正後の予算の総額を1億9,380万6千円とするものであります。

歳入といたしましては、前年度繰越金323万5千円を増額補正し、歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金162万1千円、諸支出金として令和元年度事業の精算により、一般会計繰入金返還金161万4千円を増額補正するものであります。

次に、議案第52号、令和2年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ242万円を追加し、補正後の予算の総額を1,436万4千円とするものであります。

歳入といたしましては、前年度繰越金として242万円を増額補正するものであります。

歳出といたしましては、予備費として歳入同額を増額補正するものであります。

次に、議案第53号、令和2年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ118万円を追加し、補正後の予算の総額を1億3,433万1千円とするものであります。

歳入といたしましては、前年度繰越金118万円を増額補正するものであります。

歳出といたしましては、一般会計繰入金返還金として歳入同額を増額補正するものであります。

次に、議案第54号、令和2年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ529万2千円を追加し、補正後の予算の総額を5億659万1千円とするものであります。

歳入といたしましては、一般会計繰入金47万6千円、前年度繰越金481万6千円を増額補正するものであります。

歳出といたしましては、人件費として47万6千円、一般会計繰入金返還金として481万6千円を増額補正するものであります。

引き続き、認定をお願いする令和元年度決算について、説明を申し上げます。

まず、認定第1号、令和元年度松茂町一般会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が61億6,966万667円で、歳出の総額が58億6,887万3,472円となっており、歳入歳出差し引き3億78万7,195円を令和2年度に繰り越しいたしました。このうち、繰越明許費及び事故繰越として1億7,179万2,556円を令和2年度に特定財源として繰り越し、その結果、実質収支は1億2,899万4,639円となっております。

次に、認定第2号、令和元年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が15億1,027万9,563円で、歳出の総額が14億5,699万166円となっており、歳入歳出差し引き5,328万9,397円を令和2年度に繰り越しいたしました。

次に、認定第3号、令和元年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額は10億8,723万5,802円で、歳出の総額は10億4,299万43円となっており、歳入歳出差し引き4,424万5,759円を令和2年度に繰り越しいたしました。

次に、認定第4号、令和元年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が1億9,709万378円で、歳出の総額が1億9,385万4,062円となっており、歳入歳出差し引き323万6,316円を令和2年度に繰り越しいたしました。

次に、認定第5号、令和元年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が1,445万2,685円で、歳出の総額が1,165万433円となっており、歳入歳出差し引き280万2,252円を令和2年度に繰り越しいたしました。

次に、認定第6号、令和元年度松茂町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が1億1,787万8,713円で、歳出の総額が1億1,669万7,739円となっており、歳入歳出差し引き118万974円を令和2年度に繰り越しいたしました。

次に、認定第7号、令和元年度松茂町公共下水道特別会計歳入歳出決算の概要につま

しては、歳入の総額が4億7,902万8,185円で、歳出の総額が4億7,421万1,605円となっており、歳入歳出差し引き481万6,580円を令和2年度に繰り越しいたしました。

最後に、認定第8号、令和元年度松茂町水道特別会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

決算の概要について、収益的収支における水道事業収益は4億1,107万8,275円に対し、水道事業費用は3億4,222万7,084円で、消費税を考慮した結果、6,885万1,191円の純利益がありました。

次に、資本的収支につきましては、収入額1億2,571万3,157円に対し、支出額2億7,295万3,059円で、収支不足額1億4,723万9,902円につきましては、主に過年度損益勘定留保資金をもって補填いたしました。

以上が決算の概要でございますが、今後も水道事業運営につきましては、安全で安定した水の供給を図るため、健全な運営に努めてまいります。

これら8件の歳入歳出決算につきましては、去る7月22日から8月3日までのうち、5日間にわたりまして、松茂町監査委員の決算審査を受け、ご承認を賜っておりますので、併せてご報告を申し上げます。

以上が議案11件及び認定8件の提案理由であります。ご審議の上、可決決定賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長【佐藤道昭君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

続きまして、認定第1号から認定第8号までについて、日根代表監査委員から監査結果の報告を求めます。

日根代表監査委員。

○代表監査委員【日根啓一君】 議長の許可がありましたので、認定第1号、令和元年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定から認定第8号、令和元年度松茂町水道特別会計決算認定までの審査について、ご報告をいたします。

議案参考資料の32ページから33ページをご覧ください。

令和元年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書について、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和元年度各会計決算を審査した結果、次のとおり意見書をつけて報告します。

審査に付された決算、令和元年度松茂町一般会計歳入歳出決算、令和元年度松茂町国民

健康保険特別会計歳入歳出決算、令和元年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算、令和元年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和元年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算、令和元年度松茂町農業集落排水特別会計歳入歳出決算、令和元年度松茂町公共下水道特別会計歳入歳出決算、令和元年度松茂町水道特別会計決算、以上の決算について審査をいたしました。

審査の期間につきましては、令和2年7月22日から8月3日までの5日間実施しました。

審査の方法につきましては、令和元年度歳入歳出決算書及び関係書類、証拠書類等を議会選出の春藤康雄監査委員と照査するとともに、審査の過程に応じて、担当職員の補足説明を求め、予算の執行状況、会計経理事務の適否等を試査の上、収支計数の正確性について審査を行いました。

審査の結果につきましては、諸規定に準拠し、当年度における決算は適正なもの認められます。

ただし、次の諸点については、一層の努力を望みます。

まず、一般会計の状況については、歳入において前年度より約3億9,200万円、6.8ポイント増、歳出は約2億3,200万円、4.1ポイント増となっています。前年度と比較して増額の理由は、津波・防災対策として役場立体駐車場建設工事に着工したこと、地方創生の取組に伴う新交流拠点施設基本設計等委託業務及び放課後児童の健全な育成を図るための松茂児童クラブ施設増築事業等に取り組んだものによるものです。各年度において国庫補助事業等により増減はありますが、令和元年度においては、歳入の増加が歳出の増加を2.7ポイント上回っております。実質収支額は1億2,899万4,639円（前年度1億3,237万2,609円の対前年度比337万7,970円の減）となっております。厳しい財政事情の中、今後とも積極的な自主財源の確保に努め、限られた財源を効率的に活用し、大きな効果を上げられるよう、各種事業を展開してください。

町税については約3,500万円の増収となっています。徴収率は98.4%、前年度98.4%と、県下ではトップクラスの高い徴収率が維持できています。町税の収納未済額は約300万円増加しています。内訳で言えば、固定資産税が約600万円前年より増加していますが、個人の町民税の滞納繰越分においては、大幅に圧縮が図られていて、滞納額は19万8,895円と大変優秀な数字となっております。これは差押え等の滞納

処分を含め、徴収向上対策が効果を生んだたまものと認められます。町営住宅使用料について、過年度滞納分の増加が見られます。今後とも公平性と歳入確保のために、なお一層の徴収努力をお願いします。

財政の弾力性及び硬直性を判断する経常収支比率は77.8%と前年度より2.9ポイント上がっております。通常75%程度で収まることが妥当であり、80%を超える場合は、財政構造は弾力性を欠いているとされております。本町の場合は望ましい数字となっております。

しかしながら、今年度は特に新型コロナウイルス対策など、多額の出費が予想されることから、業務の見直しや事務の合理化について検討を行うなどで経常支出を抑制し、引き続き財政の健全化に一層、職員一丸となって取り組んでください。

次に、国民健康保険特別会計の保険税の収入未済額は7,082万3,870円で、前年度より8ポイント、金額にして611万9,873円減少しています。滞納繰越分についても557万5,073円減少しています。良好な数字が出ていますので、今後も厳正、的確な滞納整理を進めてください。また、増え続ける医療費の抑制を図るため、健康増進事業の推進等に努めてください。

次に、介護保険特別会計の保険料収納状況については、97.2%と高水準を維持しています。しかしながら、不納欠損額は前年より7.6ポイント減となっておりますが、224万5,220円を計上し、徴収権の放棄をしています。未納者の財産調査を実施し、滞納処分を実施することにより縮減対策を図るよう努力を望みます。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、保険料の収納状況については、98.5%と高水準を維持しております。2025年には、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となり、およそ4人に1人が75歳以上という世界の超高齢化社会に突入されますので、高齢者の健康維持に努め、医療費の抑制を望みます。

次に、長原渡船運行特別会計の状況については、県からの委託金を適正に執行できており、良好と認められます。引き続き、事故のない安全な運行に努めてください。

次に、農業集落排水と公共下水道特別会計については、令和3年度から公営企業会計へ移行しますが、遅滞なく適切に進めてください。まだ独立採算制には達していませんが、今後さらなる普及啓発に努め、下水道事業が将来にわたり安定的に提供できるよう経営意識の向上に取り組んでください。

次に、水道特別会計の状況については、健全な企業経営ができており、水道料金の収納

率も良好であることが認められます。

水道は重要なライフラインでありますことから、水道施設の更新を計画的に進め、安心・安全の確保及び財政的に持続可能な水道経営を図り、予算執行の平準化に努めてください。

最後に、令和2年度は新型コロナウイルスの感染予防を重要課題として、安全対策に取り組むとともに、経済の活性化も必要であり、職員と町民がお互いに協働しながら、この難局を乗り切って、安心・安全なまちづくりを期待しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 日根代表監査委員の報告は終わりました。

ただいまの議案11件につきましては、9月8日再開予定の本会議において総括的な質疑を受けた後、各常任委員会に付託いたしたいと思っております。

また、認定8件につきましては、9月9日に開催予定の予算決算特別委員会に付託いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。定例会再開9月7日で予定しておりましたが、台風10号の影響があると思われるので、9月8日火曜日に変更いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

お諮りいたします。明日9月5日から9月7日までの3日間は、議案調査のため休会といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、明日9月5日から9月7日までの3日間は休会と決定いたしました。

次回は、9月8日午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会といたします。どうもありがとうございました。

午前11時07分散会